

# 令和 8 年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金信用保証料補助金交付要綱

制 定 令和 8 年 3 月 13 日付け 沿第 597 号

## (趣旨)

第 1 条 県の交付する令和 8 年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金信用保証料補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和 32 年島根県規則第 32 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

## (目的)

第 2 条 この要綱は、全国漁業信用基金協会（以下「協会」という。）に対して補助金を交付することにより、第 5 条に定める対象者が協会に支払う信用保証料（以下「保証料」という。）の負担軽減を図り、もって対象者の経営を維持することを目的とする。

## (交付の相手方)

第 3 条 県は、前条の目的を達成するため、協会に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

## (交付の対象となる資金)

第 4 条 補助金の交付の対象となる資金は、島根県漁業振興資金融資規則（平成 12 年島根県規則第 102 号）第 4 条第 5 号の災害・経済変動等対応資金のうち、令和 8 年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金とする。

## (保証料負担軽減対象者)

第 5 条 第 2 条における保証料の負担軽減を行う対象者は、以下の要件をすべて満たす漁業者とする。

- (1) 令和 8 年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金の融資を受けた者
- (2) 融資申込時において、株式会社日本政策金融公庫の農林水産事業資金の借入残高を有する者

## (補助金の額)

第 6 条 県が交付する補助金の額は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間において、融資の平均残高（計算期間中の毎日の最高残高の総和をその期間中の日数で除して得た金額をいう。）に、協会が算定した保証料率（年 1.09 パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額（延滞保証料及び違約金を除く。）とする。

## (補助金の請求)

第 7 条 協会が補助金の交付を受けようとするときは、前条の期間経過後速やかに、信用保証料補助金実績報告書兼交付申請書（様式第 1 号）に信用保証料補助金計算書（様式第 2 号）を添えて知事に提出するものとする。

(額の確定及び交付決定)

第8条 知事は、前条の規定により協会から実績報告書兼交付申請書の提出があったときは、当該実績報告書兼交付申請書を審査し、適当であると認めるときは額を確定し、交付決定を行うものとする。

(支払)

第9条 知事は、前条の規定により額の確定を行ったときは、補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 協会がその責に期すべき事由により規則及びこの要綱の条項に違反したとき。
- (2) その他補助金の交付に適さないと知事が認めるとき。

(調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、資金の借受者、融資機関及び協会に対し必要な調査を実施し、又は報告を求めることができる。

2 資金の借受者、融資機関及び協会は、前項の調査又は報告に応じなければならない。

(書類の保管)

第12条 協会は、規則第4条に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、この要綱に係る事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

島根県知事 様

(保証機関)

住 所

名 称

代表者

令和8年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金  
信用保証料補助金実績報告書兼交付申請書

令和8年度エネルギー価格・物価高騰等対策資金信用保証料補助金交付要綱第7条の規定に基づき、別紙のとおり信用保証料補助金計算書を添え、年 月 日から 年 月 日までの信用保証料補助金を下記のとおり実績報告及び交付申請いたします。

記

実績報告額兼交付申請額 金 円

